

## ✚ 貨物概要

大豆油に着色料を添加したもの

製 法：原油→精製→漂白→脱臭→ $\beta$ -カロチン添加→充填

成分割合：大豆油 99%以上、 $\beta$ -カロチン少量

性 状：黄色の液体

用 途：食品製造用

包 装：35 ポンド／ポリ容器

## ✚ 分類

関税率表第 1517.90 号-5（統計番号 1517.90-900）のその他の油脂調製品

## ✚ 分類理由

本品は、植物性油脂に着色料を加えて調製したものであることから、上記のとおり分類されます。

## ✚ 分類のポイント

関税率表解説第15.17項には、この項の物品には、「レシチン、でん粉、着色剤、香味料、ビタミン、バター又はその他の乳脂肪を少量添加したものもある。」とあり、油脂に着色料を添加したものは、植物性油脂の調製品として、同項に分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）